

3月1日～7日は『子どもの予防接種週間』です

# 予防接種受け忘れていませんか？

子どもの病気は適切な年齢に、ワクチンを接種することで予防したり、重症化を防ぐことができます。

3月1日～7日の間は、診察時間の延長や土日診療をしている病院があります。ぜひ、この機会を利用して予防接種を済ませておきましょう。

## ●生まれてから小学校入学前までに必要な予防接種

ワクチン名	対象者と接種回数
ヒブ	生後2カ月から5歳未満（1～4回）
小児用肺炎球菌	生後2カ月から5歳未満（1～4回）
4種混合	1期：生後3カ月から7歳6カ月未満（3回）
B型肝炎	生後2カ月から1歳未満（3回）
BCG	生後1歳未満（1回）
麻しん風しん混合（MR）	1期：生後1歳以上2歳未満で、できるだけ早期に1回 2期：保育所年長児（相当）4月1日から3月31日の期間で1回
水ぼうそう	生後1歳から3歳未満（2回）
日本脳炎	1期：生後6か月から7歳6か月未満（3回）

※ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンは、初回接種開始の月齢によってその後の接種回数が異なります。

## ●小学生に必要な予防接種

ワクチン名	対象者と接種回数
日本脳炎	2期：9歳から13歳未満（1回）
2種混合	11歳から13歳未満（1回）

## ●中学生に必要な予防接種

ワクチン名	対象者と接種回数
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日が属する年度末日まで（3回）

（補足）子宮頸がんワクチンは、現在接種の積極的勧奨が差し控えられていますが、希望者は公費負担で接種可能です。

### 注意事項

- ▼接種される際には、必ず母子健康手帳と予診票を持参してください。接種間隔は接種医とご相談ください。
- ▼平成17年度から21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逃した人（平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた人）は、定期予防接種の対象になります。詳しくは下記までお問い合わせください。
- ▼予診票を紛失した人は再発行しますので、下記までお問い合わせください。

【問合せ】 町健康福祉センター（電話 72-1852）

平成 29 年 4 月 1 日から

# 介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、町が主体となり、地域の実情に応じた介護予防、自立支援の取り組みを行うものです。

## 【総合事業の種類】

- ▶介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 介護認定により、要支援1・2と認定された人や「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられた人を対象
- ▶一般介護予防事業 ⇒ 65歳以上のすべての人が対象

## 【これまでとどう変わるのか】

- ▶介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が新しい総合事業へ移行します。

平成 29 年 3 月まで		平成 29 年 4 月から
予防給付（要支援 1・2）		予防給付（要支援 1・2）
○通所リハビリテーション ○訪問看護 ○福祉用具貸与 など	変更なし⇒	○通所リハビリテーション ○訪問看護 ○福祉用具貸与 など
◎訪問介護（ホームヘルプサービス） ◎通所介護（デイサービス）	変更あり⇒	<b>新総合事業</b> 介護予防・生活支援サービス事業 ◎訪問型サービス（訪問介護） ◎通所型サービス（通所介護）
介護予防事業（一時介護予防事業、 二次介護予防事業）		一般介護予防事業 ◎要支援者でも参加できる住民運営 の通いの場づくり など

※要介護 1～5 に認定されている人の介護給付は変更ありません。

## 【すでに要支援介護 1・2 の認定を受けている人】

- ▶次の認定更新（要支援の有効期間中）までは引き続き同じサービスを利用することができます。
- ▶認定更新後から介護予防・生活支援サービス事業へ移行し、利用料金が月額定額から利用回数によって回数単価または月額単価となります。

【利用相談および問合せ】 役場健康福祉課（電話 72-0334） / 地域包括支援センター（電話 72-0339）